

スーパー1500車両規定（S1500）

JAF国内競技車両規則のスピードN車両規定に従った自動車登録番号標を有する車両（ナンバー付車両）とする。ただし、次の規定を必ず満足すること。

- ①排気量 : 1500cc以下の自然吸気エンジン（NAエンジン）とする。
- ②駆動方式 : 前輪2輪または後輪2輪のいずれかを駆動する二輪駆動車とする。
- ③車両本体価格 : 180万円以下とする。
当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載される車両本体価格を基準とする
- ④最終減速比 : 変更は許されない。
- ⑤フライホイール : 変更は許されない。
- ⑥エアコン : 装着およびその機能を維持していること。
- ⑦タイヤ : セミレーシングタイヤの使用を禁止する。
競技に使用できるタイヤ幅は195mmまでとする。（競技会場内）

タイヤメーカー	ブランド名	使用不可タイヤ名称
横浜ゴム	ADVAN	A050/A049/A048
ダンロップファルケン	FALKEN	RX-VII/RS-V04
	FORMULA-R	D93J
	DIREZZA	D03G/D02G
ブリヂストン	POTENZA	RE-11S/RE55S
東洋ゴム	PROXES	R888

但し、上記以外のタイヤでもSタイヤに準ずると判断された場合、猶予期間を待たず使用を禁止する場合がある

- ⑧参加制限 : 自動車検査証の初度登録年月より7年経過した車両は参加できない。
ただし、7年経過後も国内生産（同一車両型式）されていたれば、生産終了日の年末まで参加できる。
〔 例：初度登録年月が平成15年1月～12月の車両の場合、平成22年12月31日まで参加することができる 〕
なお、JMRC中部ジムカーナ選手権（チャンピオン戦）およびJMRC中部ダートトライアル選手権（チャンピオン戦）以外の競技会では上記の制限は設けないが、自動車検査証の初度登録年月が平成12年1月以降の車両であること。

以上

※本規定は2010年12月31日まで有効である。ただし、年度ごとに小変更を行うことがある。
※本規定に疑義が生じた場合、JMRC中部ジムカーナ、ダートトライアル部会の決定を最終とする。

JMRC中部

2005年9月13日 制定

2006年1月1日 施行

2006年2月24日 タイヤリスト追加

2006年12月5日 参加制限一部変更

2007年12月18日 車両本体価格補正追加およびタイヤリスト改定

2008年12月1日 タイヤサイズ改定